

○勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例（昭和48年勝浦市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給券の交付申請等)

第2条 条例第5条第1項に規定する重度心身障害者医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする者は、あらかじめ勝浦市重度心身障害者医療費受給券交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）にその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその適否を審査し、受給資格があると認定したときは、重度心身障害者（児）医療費助成受給券（別記第2号様式。以下「受給券」という。）を交付するものとする。

3 条例第6条第2項の規定による受給券の更新は、受給券の有効期間終了の1か月前から終了までの間に行うものとし、以後1年ごとに更新するものとする。

(適用除外)

第3条 条例第3条に規定する市長が別に定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 受給権者及び受給権者と生計を一にする者であって、受給権者が加入している社会保険各法の被保険者の市町村民税の所得割の合算額が23万5,000円を超えるとき。

(3) 65歳に達した日以後に重度心身障害者となった者

(受給券の再交付)

第4条 受給券の交付を受けた者（以下「受給権者」という。）は、受給券を破損又は紛失したときは、勝浦市重度心身障害者医療費受給券再交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(支給の申請)

第5条 条例第4条の規定による医療費の支給を受けようとする者は、勝浦市重度心身障害者医療費支給申請書（別記第4号様式。以下「支給申請書」という。）に当該医療費の支払を証する書類又は領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内にしなければならない。

(届出の義務)

第6条 受給権者は申請に関する内容の変更及び次の各号のいずれかに該当することにより受給権を失ったときは、勝浦市重度心身障害者医療費受給権変更（喪失）届（別記第5号様式）に受給券を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 条例第2条に規定する重度心身障害者でなくなったとき。

(3) 第3条の各号規定に該当するにいたったとき。

(4) その他、市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、条例第8条の場合について準用し、市長は、受給券の記載事項を変更する必要があると認めたものについては、記載事項を変更した受給券を交付するものとする。

3 市長は、対象者がその資格を喪失したことを確認したときは、受給資格を取り消すものとする。この場合において、受給者は、受給

券を市長に返還しなければならない。

（同一世帯の認定）

第7条 条例別表備考に規定する同一世帯とは、重度心身障害者との医療保険の加入をもって、同一世帯と認定するものとする。

（課税状況の確認）

第8条 条例別表備考に規定する課税状況の確認とは、重度心身障害者の属する世帯の区分に当たり、重度心身障害者及び当該重度心身障害者と同一世帯と認定された世帯員は、毎年度、区分の確認に必要な書類として、助成に係る年度の前年度分の市町村民税の課税状況が分かる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により当該課税状況を確認することができる場合については、この限りでない。

（市町村民税の算定等）

第9条 条例別表備考に規定する市町村民税の算定等とは、次に掲げる方法により算定するものとする。

- (1) 地方税法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算する。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

2 条例別表に規定する重度心身障害者の属する世帯の区分に用いる市町村民税の所得割とは、次に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算したものをいう。

(1) 社会保険各法（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律を除く。）の規定による被保険者である者 当該重度心身障害者の所得割の額

(2) 国民健康保険法の規定による被保険者である者 当該重度心身障害者の所得割の額及び当該重度心身障害者と生計を一にする世帯員の所得割の額

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である者 当該重度心身障害者の所得割の額及び当該重度心身障害者と生計を一にする世帯員の所得割の額

（証明経費）

第10条 市長は第5条第1項に規定する支給申請書の受領証明に要する経費の一部を助成するものとし、その額は1件につき100円とする。

（台帳等の整備）

第11条 市長は、医療費の支給実態を明確にするため、受給権者名簿及び医療費支給台帳等を備えなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関

する規則の規定は、平成１９年８月診療分からの申請について適用することとし、平成１９年７月診療分までの申請については、なお従前の例による。

- ３ 条例第３条に規定する受給権者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第３５条第１項第１号の高額治療継続者であるときは、規則第３条第２号の規定について、施行日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）附則第１２条の規定による期間において、療養費又は医療費の支給については適用しないこととする。

（所得割の額の算定方法）

- ４ 所得割の額の算定方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

（１） 地方税法第３１４条の７並びに附則第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

（２） 地方税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第２９２条第１項第８号に規定する扶養親族（１６歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第３１４条の２第１項第１１号に規定する特定扶養親族（１９歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第３１４条の３第１項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則（平成２１年３月３１日規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 19 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 7 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 18 日規則第 17 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に心身障害者が受ける医療について適用し、同日前に心身障害者が受けた医療については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 改正後の規則の規定による受給券の交付その他改正後の規則の施行のために必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。